

「指定訪問介護・介護予防日常生活支援総合事業」重要事項説明書

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護、要支援」、又は事業対象者と認定された方が対象となります。要介護認定を申請してまだ結果が出ていない方でもサービスの利用は可能です。

指定訪問介護・介護予防日常生活支援総合事業の提供にあたり、厚生省令第37号第8条（介護予防訪問介護は厚生省令35号第8条）に基づいて、重要事項を以下のとおり説明します。

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 光市社会福祉協議会
所 在 地	山口県光市光井二丁目2番1号
電 話 番 号	0833-74-3020
代表者氏名	会長 梅本貞則
設立年月	平成16年10月4日

2. 事業所の概要

事業所の名称	社会福祉法人光市社会福祉協議会 訪問介護事業所
指 定 番 号	山口県指定 第3571000367号
事 業 の 目 的	要介護状態にある高齢者に対して適切な指定居宅介護を提供する。
事業所の所在地	山口県光市光井二丁目2番1号
電 話 番 号	0833-74-3022
管 理 者 氏 名	管理者 直江綾 (専任・兼任)
事業所の運営方針について	要介護状態にある高齢者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活ができるよう配慮して支援を行う。
開 設 年 月	平成16年10月4日
事業所が行なっている他の業務	介護予防訪問介護（平成18年4月1日指定） 山口県指定 3571000367号 介護予防通所介護・通所介護（平成20年4月1日指定） 「デイサービス ふれまち虹の家」 山口県指定 3571000524号

3. 事業実施地域及び営業時間

事業実施地域	光市（大字牛島を除く）
営業日	土・日、祝日、12月29日～1月3日以外
営業時間	月～金 午前8時30分～午後17時15分

※上記外の訪問については別途相談

4. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して指定訪問介護サービス及び指定介護予防日常生活支援総合事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職務内容	員数	勤務体制	
			常勤	非常勤
1. 管理者	業務の統括	1	1	0
2. 在宅福祉係 係長	現場の統括 (管理者の補佐)	1	1	0
3. サービス提供責任者		1	1	0
4. 居宅介護従事者		9	0	9
(1)介護福祉士	サービス提供責任者 及び訪問介護員	9	1	8
(2)訪問介護員基礎研修課程修了者	訪問介護員	0	0	0
(3)訪問介護養成研修1級 (ヘルパー1級) 課程修了者	訪問介護員	1	0	1
(4)訪問介護養成研修2級 (ヘルパー2級) 及び初任者研修課程修了者	訪問介護員	8	0	8

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常7～9割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要と利用料金＞

- 身体介護 入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
- 生活援助 調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話を行います。

*上記のサービスは、例えばご利用者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することが出来るような方法によって行います。

☆ ご利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）において位置づけられ、1週間あたりのサービス頻度が示されます、それを踏まえた訪問介護計画に定めます。

☆ 二人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご利用者の同意の上で、通常利用料金の二倍の料金をいただきます。

(例) 二人の訪問介護員でサービスを行う場合

- ①体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合等
- ②暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合等

☆ 介護予防訪問介護支給区分

要支援	支給区分	1週間あたりのサービス提供回数
1・2	I	概ね1回
1・2	II	概ね2回
2	III	IIを超える提供が必要な場合

☆ ご利用者の状態の変化等により、サービスの提供量が、介護予防訪問介護計画書に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整のうえ、支給区分の変更、介護予防サービス計画の変更又は要支援認定の変更、要介護認定の申請の援助等必要な支援を行います。

①身体介護

- 入浴介助…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。
- 排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助…食事の介助を行います。
- 体位変換…体位の変換を行います。

② 生活援助

- 調理…ご利用者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）
- 洗濯…ご利用者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）
- 掃除…ご利用者の居室の掃除を行います。（ご利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）
- 買い物…ご利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

<サービス利用料金>（契約書第9条参照）

☆ 介護予防については1ヶ月毎の定額制です。介護予防サービス計画において位置付けられた支給区分によって次のとおりとなります。

※一覧表の自己負担については、負担割合が1割負担の場合の記載です。

介護予防日常生活支援総合事業（総合事業訪問介護）

支給区分	I (概ね週1回)	II (概ね週2回)	III (IIを超える場合)
1. 利用料金	11,760円	23,490円	37,270円
2. うち、介護保険から給付される金額	10,584円	21,141円	33,543円
3. サービス利用に係る自己負担	1,176円	2,349円	3,727円

事業対象者（訪問型サービスA）

サービスに要する時間（概ね週2回）	20分以上45分未満
1. 利用料金	1,870円
2. うち、介護保険から給付される金額	1,683円
3. サービス利用に係る自己負担額	187円

要介護

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

	サービスに要する時間	20分以上30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間半未満	1時間半以上(30分増す毎に)
身体介護	1. 利用料金	2,440円	3,870円	5,670円	6,490(820)円
	2. うち、介護保険から給付される金額	2,196円	3,483円	5,103円	5,841円
	3. サービス利用に係る自己負担額	244円	387円	567円	649円
生活援助		20分以上45分未満	45分以上		
	4. 利用料金	1,790円	2,200円		
	5. うち、介護保険から給付される金額	1,611円	1,980円		
	6. サービス利用に係る自己負担額	179円	220円		

☆ 介護予防日常生活支援総合事業は月ごとの定額制となっていますが、下記に該当する場合は日割り計算を行います。

1. 月の途中に要介護から要支援に変更となった場合
2. 月の途中に要支援から要介護に変更となった場合
3. 同一保険者管内で転居等により事業所を変更した場合

☆ 介護保険からの給付額及び加算等に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第9条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

② その他のサービス

介護保険サービスに準じたサービスで介護保険給付対象外となる自費サービスをご利用いただく場合

利 用 料 金	開始1時間まで2,300円、以降、15分毎に575円を加算します。 但し、介護保険サービス利用に引き続きご利用いただく場合は15分毎に575円を加算します。
---------	---

(3) 交通費（契約書第9条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第9条参照）

前記（1）、（2）のご利用者負担及びその他の費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- | |
|-----------------------------------|
| ア. 窓口での現金支払 |
| イ. 指定口座への振り込み ※振込先口座は本会までご確認ください。 |
| ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし |

利用可能金融機関：山口銀行、西京銀行、もみじ銀行、東山口信用金庫、農協、漁協、郵便局

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第10条参照）

○利用予定日の前に、ご利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定の 12 時間前までに申し出がなかった場合	600 円
---------------------------	-------

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第 6 条参照）

①ご利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合はご利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第 7 条参照）

①定められた業務以外の禁止

ご利用者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたってご利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更（契約書第 10 条参照）

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第15条参照）

訪問介護員は、ご利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②ご利用者若しくはその家族等からの金銭又は物品の授受
- ③ご利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④飲酒及びご利用者若しくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ご利用者若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他ご利用者若しくはその家族等に行う迷惑行為

7. 事故発生時等における対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかにご利用者の緊急連絡先（家族等）、市町村、また必要時は警察署、消防署等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の急変などあった場合は、速やかにご利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（家族等）等へ連絡をします。

緊急時訪問介護加算

居宅サービス計画書に位置づけられていない訪問介護サービスの提供（身体介護）を行なった場合、「緊急時訪問介護加算」算定の対象となることがあります。

9. 虐待防止・身体拘束の適正化

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止・身体拘束の適正化等のため、次の措置を講じます。

- (1)虐待防止・身体拘束の適正化に関する責任者の選定及び委員会の設置
- (2)成年後見制度の利用支援
- (3)苦情解決体制の整備
- (4)従業者に対する虐待の防止・身体拘束の適正化を啓発・普及するための委員会の開催、指針の整備、計画等の作成、研修等の実施

10. 業務継続に向けた感染症や災害時の対策

事業所は、感染症や災害時における利用者等のサービス提供等の業務継続の為、次の措置を講じます。

- (1)感染症・災害時の対策に関する責任者の選定及び委員会の設置
- (2)従業者に対する感染症・災害時への対策に関する委員会の開催、指針の整備、計画等の作成、研修等の実施

11. 苦情等の受付について（契約書第25条参照）

（1）苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

当事業所 相談窓口	所在地 電話番号 FAX 受付時間	
光市 介護保険課 介護保険係	所在地 電話番号 FAX 受付時間	
山口県国民健康保険 団体連合会	所在地 電話番号 FAX 受付時間	